沿岸広域振興局長告示第41号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年9月6日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0353080026	社団医療法人緑川会	ふれんどり一岩泉指定訪問介	下閉伊郡岩泉町乙茂字上9	令和6年9月30日
		護事業所	番地12	